

産業労働常任委員会資料

令和7年4月16日

労働委員会の事件取扱状況について

労働委員会事務局

目次

1	労働委員会の概要	03
2	労働争議の調整	06
3	労働争議の実情調査	12
4	不当労働行為事件の審査	13
5	労働組合の資格審査	19



1 労働委員会の概要

(1) 目的

憲法第28条は、いわゆる労働三権（労働基本権）、①団結権（労働者が労働組合を結成する権利）、②団体交渉権（団結力により使用者と交渉する権利）、③団体行動権（必要な場合はストライキなどを行う権利）を保障している。

この憲法の保障をより具体化した労働組合法により、労働組合と使用者との間で生じる集団的労使関係の専門的な紛争解決機関として、労働委員会が設置されている。

労働委員会の主な役割は次の2つである。

ア 労働争議の調整

労働関係調整法に基づき、労働関係に係る労使紛争の自主的解決が困難な場合に、紛争解決の援助を行うため、労働委員会が公正・中立な機関として当事者の間に入り、あっせん等の調整を行う。

イ 不当労働行為事件の審査

労働組合法では、使用者が、正当な理由なく団体交渉に応じないような一定の行為を「不当労働行為」として禁止している。

労働組合等からの申立てがあれば、使用者が不当労働行為を行ったかどうかを審査し、不当労働行為があった場合は、その行為がなかった状態にするよう命ずる救済命令（行政処分）を発する。

労働委員会は、上記ア及びイの役割等を通じ、労使間の様々な問題の解決を図り、労使関係の安定や良好な労使関係の構築に助力している。

1 労働委員会の概要

(2) 種 類

労働組合法に基づき国（中央労働委員会）と都道府県（都道府県労働委員会）に設置されている。原則として、都道府県労働委員会は、都道府県内の労働争議（※）と不当労働行為事件を、中央労働委員会は、2以上の都道府県にまたがる労働争議や都道府県労働委員会が発した命令の再審査を担当している。

（※）労働争議とは、労働関係の当事者間において、労働関係に関する主張が一致しないで、そのために争議行為（ストライキ等）が発生している状態又は発生する虞がある状態をいう（労働関係調整法第6条）。

(3) 委 員 会

ア 構 成

公益委員、労働者委員、使用者委員の三者（各7人、計21人）から成る。

委員数は労働組合法・同施行令で定められている。

なお、労働者委員・使用者委員はそれぞれ労働組合、使用者団体の推薦に基づき知事が任命し、公益委員は労働者委員・使用者委員の同意を得て知事が任命する。委員は非常勤で、任期は2年。

イ 会 議

合議制による運営を原則とする。委員全員が出席する総会では、委員会の基本的事項の決定を行うとともに、取扱事件の報告を受ける。また、公益委員のみが出席する公益委員会会議では、不当労働行為の判定、労働組合の資格審査等を行う。

(4) 業 務

労働委員会は（1）に記載した「労働争議の調整」、「不当労働行為事件の審査」に加え、「労働争議の実情調査」及び「労働組合の資格審査」を行っている。

1 労働委員会の概要

（５）あっせん員候補者

（１）アの労働争議の調整を行うにあたり、予めあっせん員候補者（２８人（R7.4.1時点））を委嘱しており、実施にあたっては、会長があっせん員候補者の中からあっせん員を指名する。

（６）事務局

労働委員会には、その事務を処理するため、事務局が設けられており、事務局長の下に審査課が置かれ、主に総会の運営やあっせんを担当する総務調整班、及び主に不当労働行為審査事件を担当する審査班の２班が置かれている。

2 労働争議の調整

(1) 概要

ア 調整手続

(ア) あっせん

あっせん員が、労使双方の事情を聴取し、主張の不一致の調整やあっせん案の提示などを行うことにより、当事者の自主的解決を促進し、解決に導く調整手続。

当事者一方の申請で開始でき、調整手続は、殆ど「あっせん」で行われている。

なお、被申請者は、あっせん実施に同意しないことができる。

(イ) 調停

労働委員会に設置する「調停委員会」が、調停案を提示し、労使双方の当事者に受諾を勧告することにより、解決に導く調整手続。ただし、調停案に法的拘束力はない。

(ウ) 仲裁

労使双方の当事者が、労働委員会に設置する「仲裁委員会」に労働争議の解決を委ね、必ずその判断（仲裁裁定）に従うものとする調整手続。仲裁裁定は、労働協約と同一の効力を有する。

区 分	調 整 員	開 始 要 件	方 法・効 果
あっせん	あっせん員 通常は、公・労・使から各1人ずつの3人	①労使双方の申請 ②労使いずれか一方の申請 ③職権	当事者の主張の不一致点等を調整し、自主的解決を促進する。 あっせん案を提示することもある。
調 停	調停委員会 公益委員・労働者委員・使用者委員から同数の委員で構成する	①労使双方の申請 ②労使いずれか一方の申請 ・労働協約に定めがある場合 ・公益事業等の場合 ③職権(公益事業等の場合) ④知事の請求(公益事業等の場合)	調停案を提示して当事者に受諾を勧告する。 調停案を受諾するかどうかは自由で、法的に拘束されない。
仲 裁	仲裁委員会 公益委員3人 なお、労・使委員は、仲裁委員会の同意を得て、意見を述べるができる。	①労使双方の申請 ②労使いずれか一方の申請 ・労働協約に定めがある場合 ③職権(地方公営企業等の場合) ④知事の請求(地方公営企業等の場合)	仲裁裁定を出す。 当事者は、この裁定に従わなければならない、その効力は、労働協約と同一である。

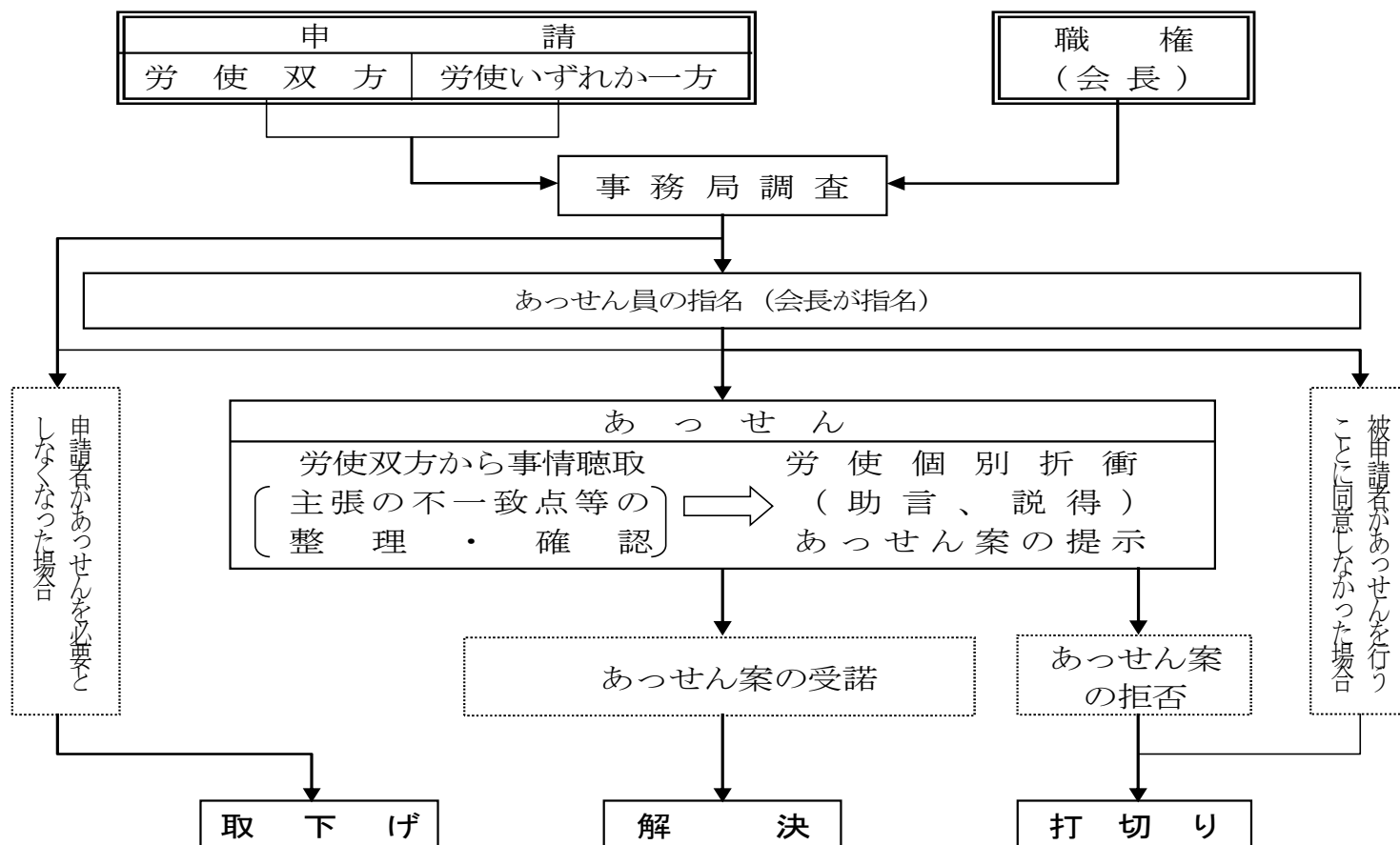
2 労働争議の調整

イ あっせんの流れ

調整手続きで利用されているのは、殆どがあっせんであり、その流れは下図の通りである。

あっせんは、殆どが労使いずれか一方の申請により開始される。申請がなされると、事務局調査（事務局職員が当事者の主張を聴取し、争点整理を行う）ののち、あっせん員を指名する。

あっせんはまず、あっせん員が労使双方から事情聴取、労使個別に助言・説得を行い、あっせん案を提示する。双方が受託すると解決となるが、不調に終わればあっせん打ち切りとなる。また、被申請者があっせんの実施に同意しない場合も、あっせん打ち切りとなる。



2 労働争議の調整

(2) 調整事件取扱状況

ア 事件取扱件数

【表1】（単位：件）

区分	年	4 年	5 年	6 年	7 年への 繰越件数
取扱件数		4 (3)	15 (14)	6 (4)	1 (1)
終結件数		3 (2)	13 (12)	5 (3)	

(注1) 本表を含めて、表は全て1月から12月までの暦年による数値であり、()内は、新規取扱件数である。

(注2) 取扱件数及び終結件数は、全てあっせんである。

イ 申請者別件数

【表2】（単位：件）

年	申請者	労働組合	使用者	双 方	計
4 年		4 (3)	—	—	4 (3)
5 年		14 (13)	1 (1)	—	15 (14)
6 年		6 (4)	—	—	6 (4)

ウ 業種別件数

【表3】（単位：件）

年	業種 製造	運輸、郵便				卸売、 小売	教育、 学習 支援	医療、 福祉	サー ビス	公務	その他	計
		旅客 運送	貨物 運送	郵便	その他							
4 年	—	—	—	—	—	1 (1)	—	1 (1)	—	—	2 (1)	4 (3)
5 年	1 (1)	—	—	—	1 (1)	—	2 (2)	5 (5)	5 (5)	—	1 (—)	15 (14)
6 年	—	—	—	—	—	—	—	4 (2)	—	—	2 (2)	6 (4)

2 労働争議の調整

エ 調整事項別件数

【表 4】（単位：件）

調整事項		年	4 年	5 年	6 年
組合の承認・活動			—	—	—
協約の締結・改定			—	—	—
協約の効力・解釈			—	—	1(1)
賃金等	賃金増額		1(1)	1(—)	—
	一時金		2(1)	1(—)	—
	諸手当		—	1(1)	3(2)
	退職金		—	1(1)	1(1)
	その他		1(1)	2(2)	1(—)
	小計		4(3)	6(4)	5(3)
賃金以外の労働条件	労働時間		—	—	—
	休日・休暇		—	—	—
	その他		—	—	1(1)
	小計		—	—	1(1)
経営又は人事	事業休廃止・縮小		—	1(1)	1(1)
	人員整理		—	—	—
	配置転換		—	3(3)	1(1)
	解雇		—	1(1)	1(—)
	その他		—	3(3)	1(—)
	小計		—	8(8)	4(2)
福利厚生			—	—	—
団交促進			4(3)	15(14)	6(4)
その他			2(2)	8(7)	4(2)
計			10(8)	37(33)	21(13)

(注) 同一事件で複数の調整事項があるものがあるため、本表の合計と取扱件数とは、一致しない。

2 労働争議の調整

10

オ 地区別件数

【表5】（単位：件）

地区 年	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
4年	2 (2)	—	—	1 (1)	—	—	—	1 (—)	—	—	4 (3)
5年	8 (7)	3 (3)	—	1 (1)	—	3 (3)	—	—	—	—	15 (14)
6年	2 (1)	2 (2)	—	1 (—)	—	—	—	—	—	1 (1)	6 (4)

カ 企業規模別件数

【表6】（単位：件）

企業規模 年	49人 以下	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	計
4年	3 (2)	—	—	1 (1)	—	—	—	4 (3)
5年	5 (5)	2 (2)	2 (2)	2 (1)	1 (1)	—	3 (3)	15 (14)
6年	2 (1)	1 (1)	—	—	1 (1)	1 (1)	1 (—)	6 (4)

2 労働争議の調整

キ 終結区分別件数

【表 7】（単位：件）

区分 年	終 結 件 数						調整を実施 したものに 係る解決率 $\left(\frac{A}{A+E}\right)$	
	解 決 (A)	取下げ (B)	打ちり (C)			計 (F)		
				被申請者 不 同 意 (D)	調整不調 (E)			
4 年	1 (－)	－	2 (2)	2 (2)	－	3 (2)	33.3 %	100.0 %
5 年	9 (8)	1 (1)	3 (3)	3 (3)	－	13 (12)	75.0%	100.0 %
6 年	2 (－)	－	3 (3)	1 (1)	2 (2)	5 (3)	40.0%	50.0 %

ク 調整所要日数別終結件数

【表 8】（単位：件）

日数 年	調整員 指名前	1～ 4 日	5～ 9 日	10～ 19日	20～ 29日	30～ 49日	50日 以上	計	平均日数
4 年	-	2 (2)	-	-	1 (-)	-	-	3 (2)	7.7日 (1.0日)
5 年	1 (1)	3 (3)	2 (2)	3 (3)	1 (1)	2 (1)	1 (1)	13 (12)	17.2日 (14.8日)
6 年	-	1 (1)	-	-	3 (1)	1 (1)	-	5 (3)	21.6日 (17.7日)

3 労働争議の実情調査

(1) 概要

運輸・医療等の公益事業（下表10参照）で争議行為をしようとする場合は、県民の日常生活への影響が大きいことから、当事者である労働組合又は使用者は、労働関係調整法により、その10日前までに労働委員会及び厚生労働大臣又は知事に争議行為の予告通知をしなければならない。労働委員会は、この予告通知がなされたり、争議行為が発生した場合には、必要に応じ争議の状況を調査する。

(2) 実情調査実施状況

ア 調査件数

【表9】（単位：件）

区分	年	4 年	5 年	6 年	7 年への 繰越件数
取扱件数		155 (155)	185 (160)	114 (110)	8 (8)
終結件数		130 (130)	181 (156)	106 (102)	

イ 事業別件数

【表10】（単位：件）

区分 年	公益事業（労働関係調整法第8条）							公益事業以外の事業	計
	運 輸			郵便、 信書便、 電気通信	水道、 電気、 ガス供給	医療、公衆衛生			
	旅客 運送	貨物 運送	その他			医療	公衆 衛生		
4 年	15 (15)	68 (68)	64 (64)	1 (1)	—	6 (6)	1 (1)	—	155 (155)
5 年	18 (18)	84 (69)	72 (63)	1 (1)	—	6 (5)	4 (4)	—	185 (160)
6 年	16 (15)	49 (46)	42 (42)	-	—	6 (6)	1 (1)	—	114 (110)

4 不当労働行為事件の審査

(1) 概要

労働組合法第7条各号に規定する不当労働行為の成否について審査する。

ア 不当労働行為の種別

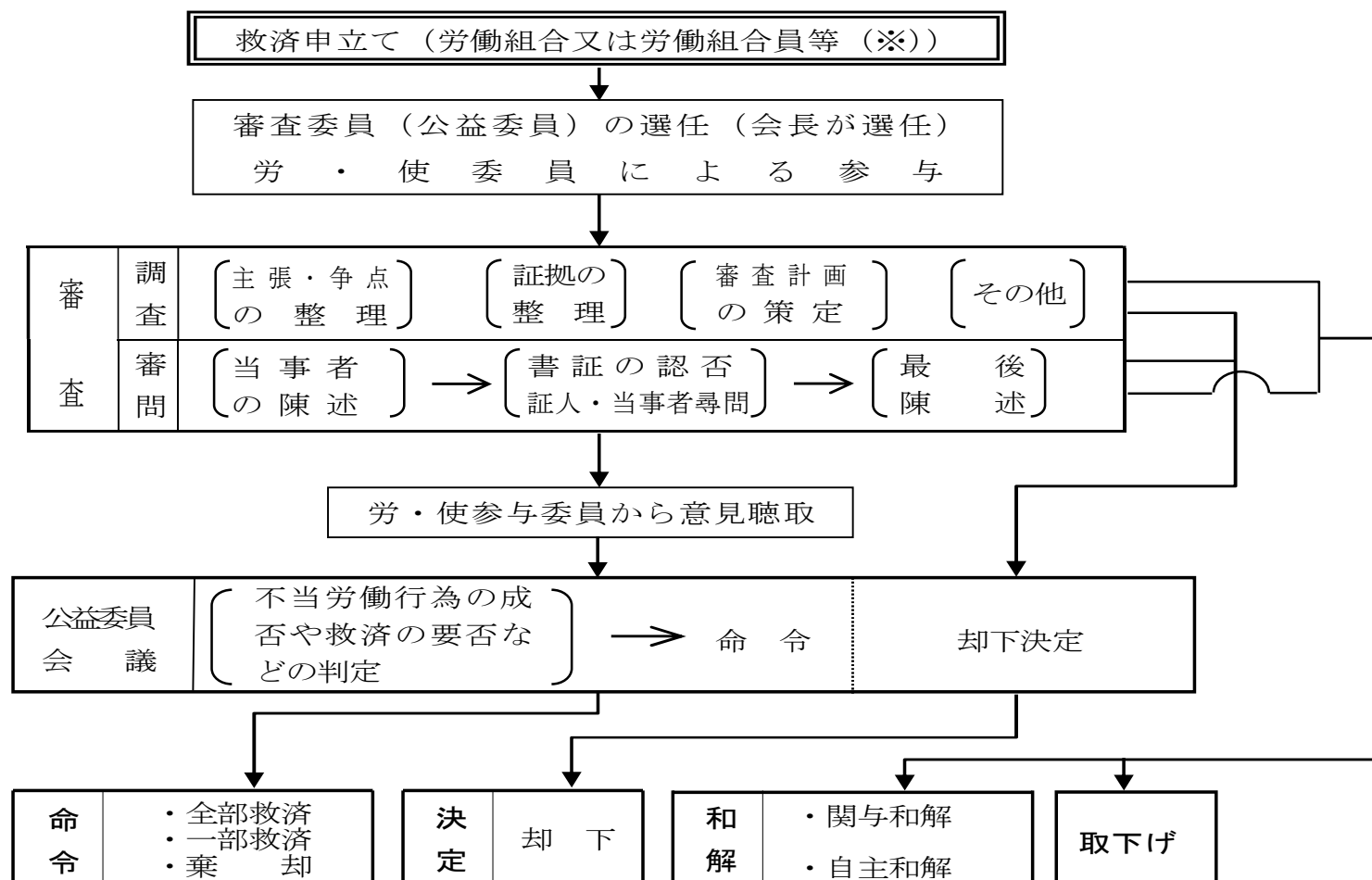
号 別	種 別	禁止されている使用者の行為
1号	不利益取扱い	労働者が ① 労働組合の組合員であること ② 労働組合に加入しようとしたこと ③ 労働組合を結成しようとしたこと ④ 労働組合の正当な行為をしたこと を理由に、解雇したり、その他不利益な取扱いをすること。
	—	労働者が ① 労働組合に加入しないこと ② 労働組合から脱退すること を雇用条件とすること。
2号	団交拒否	使用者が ① 雇用する労働者の代表者との団体交渉を、正当な理由がなく拒むこと。 ② 誠実に団体交渉を行わないこと。
3号	支配介入	労働者が ① 労働組合を結成すること ② 労働組合を運営すること を支配したり、これに介入すること。
	経費援助	使用者が 労働組合の運営経費について、経理上の援助を与えること。
4号	報復的不利益取扱い	労働者が ① 不当労働行為の申立てをしたこと ② 再審査の申立てをしたこと ③ 不当労働行為の調査、審問、和解や労働争議の調整の場合に証拠を提示したり、発言したことを理由に、解雇したり、その他不利益な取り扱いをすること

4 不当労働行為事件の審査

イ 不当労働行為事件の審査の流れ

不当労働行為の審査は、労働組合等からの救済申立てにより開始される。審査委員（公益委員から選任）と参与委員（労・使委員による参与）が、調査（争点整理等）・審問（証人尋問等）を行い、審問が終了すると、公益委員会議の合議により救済又は棄却の命令を発する。

また、紛争の早期・実質的解決等と考えられる場合、審査の途中において、和解を勧めることもある。そのほか、申立ての要件を欠く場合等の申立ての却下や申立人からの取下げにより終結する場合がある。



4 不当労働行為事件の審査

(2) 審査事件取扱状況

ア 事件取扱件数

【表11】（単位：件）

区分	4 年	5 年	6 年	7 年への 繰越件数
取扱件数	11 (3)	10 (7)	10 (3)	4 (2)
終結件数	8 (1)	3 (1)	6 (1)	

イ 申請者別件数

【表12】（単位：件）

年	労働組合	労働組合員等	労働組合と 労働組合員等	計
4 年	11 (3)	—	—	11 (3)
5 年	9 (6)	—	1 (1)	10 (7)
6 年	9 (3)	—	1 (—)	10 (3)

ウ 業種別件数

【表13】（単位：件）

年	業種 製造	運輸、郵便				卸売、 小売	教育、 学習 支援	医療、 福祉	サー ビス	公務	その他	計
		旅客 運送	貨物 運送	郵便	その他							
4 年	—	1 (—)	4 (—)	—	—	—	2 (1)	—	2 (1)	1 (—)	1 (1)	11 (3)
5 年	—	1 (1)	—	—	—	—	3 (2)	2 (2)	2 (2)	1 (—)	1 (—)	10 (7)
6 年	—	2 (1)	—	—	—	—	3 (1)	3 (1)	1 (—)	—	1 (—)	10 (3)

4 不当労働行為事件の審査

エ 申立事項別件数

【表14】（単位：件）

申立事項		年	4 年	5 年	6 年
単 一	1 号（不利益取扱い）		－	1 (1)	－
	2 号（団体交渉の拒否）		3 (－)	3 (2)	3 (1)
	3 号（支配介入）		－	－	－
	4 号（報復的不利益取扱い）		－	－	－
複 合	1 号・2 号		1 (－)	2 (2)	2 (－)
	1 号・3 号		－	1 (1)	1 (－)
	2 号・3 号		4 (3)	3 (1)	3 (1)
	1 号・2 号・3 号		2 (－)	－	1 (1)
	1 号・3 号・4 号		1 (－)	－	－
	1 号・2 号・3 号・4 号		－	－	－
計			11 (3)	10 (7)	10 (3)

（注） 申立事項欄の 1 号ないし 4 号は、労働組合法第 7 条各号に定める不当労働行為の分類である。

4 不当労働行為事件の審査

オ 地区別件数

【表15】（単位：件）

地区 年	神戸	阪神 南	阪神 北	東播 磨	北播 磨	中播 磨	西播 磨	但馬	丹波	淡路	計
4年	5 (1)	4 (2)	1 (-)	-	-	-	1 (-)	-	-	-	11 (3)
5年	4 (3)	4 (3)	1 (-)	-	-	-	1 (-)	-	-	-	10 (7)
6年	6 (2)	3 (1)	1 (-)	-	-	-	-	-	-	-	10 (3)

カ 企業規模別件数

【表16】（単位：件）

企業規模 年	49人 以下	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	計
4年	3 (-)	4 (1)	-	-	-	4 (2)	-	11 (3)
5年	2 (2)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	-	3 (-)	-	10 (7)
6年	2 (1)	3 (-)	2 (1)	2 (1)	-	1 (-)	-	10 (3)

キ 終結区分別件数

【表17】（単位：件）

区分 年	命令・決定					和解・取下げ				計
	全部 救済	一部 救済	棄却	却下	小計	関与 和解	自主 和解	取下げ	小計	
4年	-	2 (-)	1 (-)	-	3 (-)	5 (1)	-	-	5 (1)	8 (1)
5年	1 (-)	-	-	-	1 (-)	2 (1)	-	-	2 (1)	3 (1)
6年	-	-	1 (-)	-	1 (-)	3 (-)	1 (1)	1 (-)	5 (1)	6 (1)

4 不当労働行為事件の審査

ク 終結事件係属日数

【表18】（単位：日）

係属日数		終結区分	命令・決定	和解・取下げ	終結事件全体
最 長	4 年		645	547	—
	5 年		539	218	
	6 年		606	460	
最 短	4 年		487	169	—
	5 年		—	92	
	6 年		—	270	
平 均	4 年		587	362	447
	5 年		539	155	283
	6 年		606	360	401

（３）審査期間の目標及び審査の実施状況

審査期間の目標については、毎年、最初に開催される総会で決定し、前年の審査の実施状況とともに公表することとしている。

ア 令和 6 年における審査期間の目標

- （ア）単純な団体交渉拒否事件 6 月
- （イ）標準的な事件 1 年
- （ウ）特に複雑な事件 事件ごとに作成する審査計画に定める期間

イ 令和 6 年における審査の実施状況（令和 6 年中に終結した事件）

【表19】（単位：日）

事件区分	終結区分	終結 件数	審 査 の 結 果		
			最 長	最 短	平 均
標準的な事件	命令・決定	1	606	—	606
	和解・取下げ	5	460	270	360
	計及び平均	6	—	—	401(約13月)

5 労働組合の資格審査

19

(1) 概要

労働組合が不当労働行為の救済を申し立てる場合や法人登記をする場合等に、労働組合法第5条第2項に規定する要件に適合しているかどうかについて、審査を行う。

(2) 資格審査取扱状況

ア 資格審査件数

【表20】（単位：件）

区分 年	4 年	5 年	6 年	7 年への 繰越件数
取扱件数	15 (8)	23 (20)	14 (8)	4 (3)
終結件数	12 (6)	17 (15)	10 (5)	

イ 申請理由別件数

【表21】（単位：件）

区分 年	労働委員会 の委員推薦	法 人 登 記	不当労働行為 の救済申立て	労働者供給事業の 許可申請	計
4 年	4 (4)	—	10 (3)	1 (1)	15 (8)
5 年	11 (11)	3 (3)	9 (6)	—	23 (20)
6 年	1 (1)	3 (3)	10 (4)	—	14 (8)



兵庫県